

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 關 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の
公布について

計9枚（本紙を除く）

Vol.33

平成20年5月9日

厚生労働省老健局計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
　ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(企画法令係・3937)

FAX : 03-3595-3670

平成20年5月9日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の公布について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日平成20年5月9日付官報において、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成二十年厚生労働省令第百七号）が公布され、同年6月1日より施行されることとなりました。

つきましては、省令全文を別添のとおり情報提供いたしますので、関係機関等に周知いただくようお願ひいたします。

なお、本省令の解釈通知を近日中に発出し、平成20年6月1日の本省令の施行と同時に適用させていただくこととしております。

照会先

厚生労働省老健局計画課

企画法令係

TEL 03-5253-1111(内線3971)



(号外) 独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省 令〕

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (厚生労働一〇七)

〔告 示〕

- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示

- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同六三、一六九)
- 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同一七〇、一七二)
- 国債の発行等に関する省令第七条第十三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (同一七三)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件 (同五五七、五六二)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件 (同五六二、五六五)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地等を変更した件 (同五六六)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録講習機関の役員の氏名を変更した件 (同五六七)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録試験機関の試験員の氏名を変更した件 (同五六八)

〔官庁報告〕

官庁事項

- 個人情報の保護に関する基本方針の一
部変更の公表について (内閣府)
- 独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標の公表について (財務省・農林水産省)
- (厚生労働省・農林水産省)
- 独立行政法人農業者年金基金の中期目標の公表について (厚生労働省・農林水産省)
- 独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標の公表について (農林水産省)
- 独立行政法人種苗管理センターの中期目標の公表について (農林水産省)
- 独立行政法人国際農林水産業研究センターやの中期目標の一部変更の公表について (同)
- 独立行政法人森林総合研究所の中期目標の一部変更の公表について (同)
- 独立行政法人森林総合研究所の中期目標の一部変更の公表について (同)

公 告

諸事項

- 裁判所
- 公示催告、破産、免責、再生関係
- 特殊法人等

首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了関係

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

○ 厚生労働省令第百七号
社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)
第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。
平成二十年五月九日

(この省令の趣旨)

第一条 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第六十五条第一項の規定による軽費老人ホーム (老人福祉法 (昭和三十八年法律第二百三十三号) 第二十条の六に規定する軽費老人ホーム) をいう。以下同じ。) の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(基本方針)

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものに入所させ、食事の提供、入浴等の準備相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できることを目指すものでなければならぬ。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村 (特別区を含む。以下同じ)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第三条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

省 令

待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かなければできる。

一 施設長 一 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すことに一以上

三 介護職員

イ 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百三十一条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二に荣養士 一以上

四 事務員 一以上

五 調理員その他他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

六 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合には、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除す

ることにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。

7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方針により当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていてこと等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

9 第六項及び第八項の規定にかかるわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならない。

10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならぬ。

11 第一項第五号の事務員は、入所定員が六十人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12 第一項第六号の規定にかかるわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保し、本体施設とは別の場所で運営される入所者計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていてこと等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

二 診療所 その他の従業者

（入所申込者等に対する説明等）

第十二条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したもののみなす。

4 第三項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項の重要な事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（対象者）

第十三条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な者。

二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第十四条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は施設サービス計画(同条第二十三項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業を行つてはならない。

第十五条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第十六条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。)

二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)

三 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次の費用を除く。)

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行つたことに伴い必要となる費用であつて、入所者に負担させることが適當と認められるもの

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適當と認められるもの

(生活相談等)

第十九条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第十七条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行ふとともに、生きがいをもつて生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たつては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」といいう。)を行つてはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行つ場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第十八条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

第二十二条 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握のための定期的健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

2 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員に第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

1 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び必要な支援を行わほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び必要な支援を行わほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

二 第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行ふこと。

三 第三十三条第二項の事故の状況及び事故の他の保健医療サービス又は福祉サービス等その他の密接な連携を図るほか、居宅サービス等の密接な連携を図ること。

4 提供する者との連携を図ること。

5 入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

2 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。)となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第二十三条规定する居宅サービス等をいう。)を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

3 前項の規定にかかるらず、生活相談員が置かれていらない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

4 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たつては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

5 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たつては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

(勤務体制の確保)

2 軽費老人ホームは、入所者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

2 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十六条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第二十七条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第二十九条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がない、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がない、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第三十条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽ないものであることはなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

4 軽費老人ホームは、都道府県からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第二十二条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十三条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

第一条 この省令は、平成二十年六月一日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

第二条 この省令の施行の際に存する軽費老人ホーム(この省令の施行の後に増築され、又は

いずれかに該当するものとして都道府県知事が指定するものについては、第二条から第三十三条までの規定にかかるらず、次条から附則第七条の定めるところによる。

一 軽費老人ホームA型(附則第三条から附則第十条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)

二 軽費老人ホームB型(附則第十二条から附則第十七条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第三条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入れさせ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与との他の日常生活上必要な便

利を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老

人の福祉を増進することを目的とする事業を行ふ者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第四条 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入れ所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第五条 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、都道府県知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されるものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区分の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームA型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 談話室、娯楽室又は集会室

三 静養室

四 食堂

五 浴室

六 洗面所
七 便所
八 医務室
九 調理室
十 職員室
十一 面談室
十二 洗濯室又は洗濯場
十三 宿直室
十四 前各号に掲げるもののほか、事務室その他、運営上必要な設備
十五 前項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
ロ 地階に設けてはならないこと。
ハ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方米メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

二 浴室
老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 医務室
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

四 調理室
火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)
第六条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効率的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第五号の栄養士、第六号の事務員、第七号の医師又は第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第八号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一
二 生活相談員
イ 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、
　　二以上

(2) 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、
　　二以上

□ 生活相談員のうち一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものについては、この限りでない。

三 介護職員

イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上

(2) 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

(3) 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適當数を加えて得た数

□ 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

四 看護職員（看護師又は准看護師）をいう。以下同じ。

イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上

□ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上

五 介護職員

六 事務員

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行つ軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に定めるところによる。

6 第一項第二号及び第二項第一号の生活相談員（主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号口及び第二項第一号の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第四号及び第二項第三号口の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

9 第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

10 第一項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百人を超える軽費老人ホームA型にあっては、二人）は、常勤の者でなければならない。

11 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（軽費老人ホームA型の利用料の受領）

第七条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として、都道府県知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居室に係る光熱水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行つたことに伴い必要となる費用

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活において、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又はその家族に對し、該当サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。

（軽費老人ホームA型における健康管理）

第八条 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第九条 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行なうほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 次条において適用する第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 次条において準用する第二十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては、生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

(準用)

第十一条 第三条から第九条まで、第十二条から第二十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第二十四条まで、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び第十五条まで、第十七条から第二十条まで」とあるのは、「附則第七条から附則第九条まで並びに附則第十条において準用する第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで及び第二十四条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

(軽費老人ホームB型に係る基本方針)

第一条 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者(自炊ができる程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入れ所させて生活するには不適が認められる者を入れ所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

第九条 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人権を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

2 軽費老人ホームB型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームB型に係る規模)

第十二条 軽費老人ホームB型は、五十人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあつては、二十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

第十三条 軽費老人ホームB型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な避難が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

せ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

第九条 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人権を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

2 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人権を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームB型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 談話室、娯楽室又は集会室

三 浴室

四 洗濯室又は洗濯場

五 管理人居室

六 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

7 前項第一号、第三号及び第七号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十六・五平方メートル以上とすること。ただし、イまだし書の場合は、二十四・八平方メートル以上とすること。

二 洗面所及び調理設備を設けること。

ホ 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

二 浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(軽費老人ホームB型の職員配置の基準)

三 管理人居室

宿直を置く軽費老人ホームB型にあつては、宿直室をもつてこれに代えることができる。

(軽費老人ホームB型の実情に応じた適切な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事することができる。

2 前項第一号の管理を行なう職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

3 第一項第二号の管理を行なう職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

4 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行なわせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(軽費老人ホームB型の利用料の受領)

第十五条 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

二 居住に要する費用(次号の費用を除く。)

三 居室に係る光热水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行つたことに伴い必要となる費用(限る。)

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

一 軽費老人ホームB型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

第十六条 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行なわなければならない。

一 施設長 一

軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。(準用)

第三条から第五条第一項まで、第六条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条、第十九条から第二十二条まで及び第二十四条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条まで」とあるのは「附則第十五条及び附則第十六条並びに附則第十七条において準用する第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条、第十九条から第二十二条まで及び第二十四条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第十八条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十四号)の一部を次のよう改正する。

第五条第二号中「(身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下「ケアハウス」という。)」を「(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第一号に規定する軽費老人ホームB型を除く。)」に改める。

(介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令(平成十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。)

第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)の規定

告示

示

國債市場額面金額で七百三十一億四千万円
特別参加者・第Ⅰ行
非価格競争入札発行

一 号名称及び記利付国庫債券(二年)(第二百六十七回)
二 法律及びその条項
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項
三 振替法の適用
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下
九 年法律第二十三号)第四十六条第一項
四 発行方法
五 募入決定の方法
六 発行額
イ 価格競争入札発行
口 国債市場額面金額で七百三十一億四千万円
特别参加者・第Ⅰ行
非価格競争入札発行